

## Ⅱ 調査結果の概要

### 1 平均賃金

※賞与は含まない

#### (1) 平均賃金……323,574円、前年に比べ0.3%増加

常用労働者1人当たりの平均賃金は323,574円（平均年齢43.3歳・勤続年数16.1年・扶養家族数0.6人）で、前年と比べ841円（対前年増減率0.3%）の増加となった。

#### ア 基準内賃金

平均賃金のうち、基本給とその他の諸手当からなる「基準内賃金」は292,125円で、前年と比べ4,621円（対前年増減率1.6%）の増加となった。

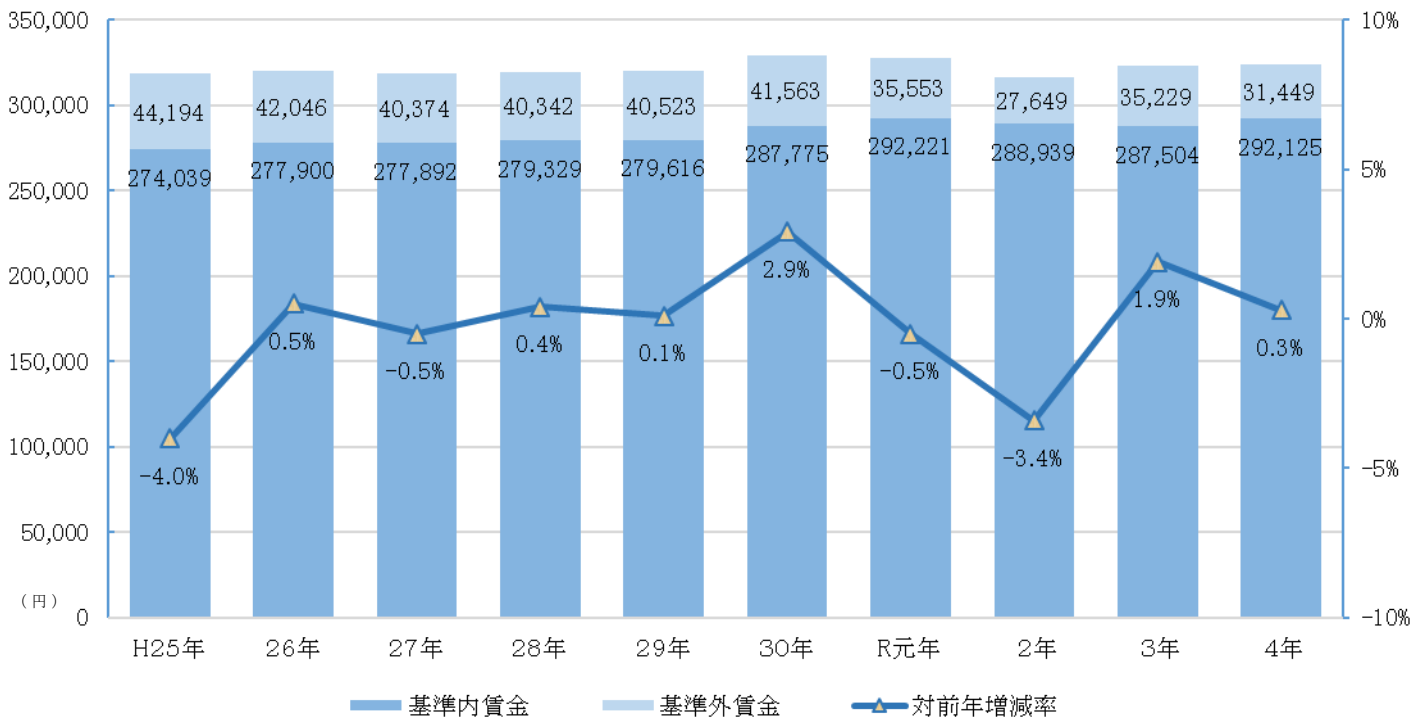
#### イ 基準外賃金

時間外手当などの所定外労働時間の労働に対して支給される「基準外賃金」は31,449円で、前年と比べ3,780円（同△10.7%）の減少となった。

表1 平均賃金の推移

	年 齢	勤 続 年 数	平均賃金					
			基準内賃金		基準外賃金			
				対前年 増減率		対前年 増減率		対前年 増減率
円	%	円	%	円	%			
平成 25年	40.8	14.3	274,039	△ 5.8	44,194	8.8	318,232	△ 4.0
26年	40.8	14.2	277,900	1.4	42,046	△ 4.9	319,946	0.5
27年	41.0	14.5	277,892	0.0	40,374	△ 4.0	318,265	△ 0.5
28年	42.0	15.4	279,329	0.5	40,342	△ 0.1	319,671	0.4
29年	41.4	14.7	279,616	0.1	40,523	0.4	320,139	0.1
30年	41.5	15.2	287,775	2.9	41,563	2.6	329,338	2.9
令和 元年	42.0	15.6	292,221	1.5	35,553	△ 14.5	327,775	△ 0.5
2年	42.3	15.3	288,939	△ 1.1	27,649	△ 22.2	316,588	△ 3.4
3年	42.5	14.5	287,504	△ 0.5	35,229	27.4	322,733	1.9
4年	43.3	16.1	292,125	1.6	31,449	△ 10.7	323,574	0.3

図1 平均賃金の推移



(2) 産業別平均賃金……製造業、運輸・通信業、サービス業で増加

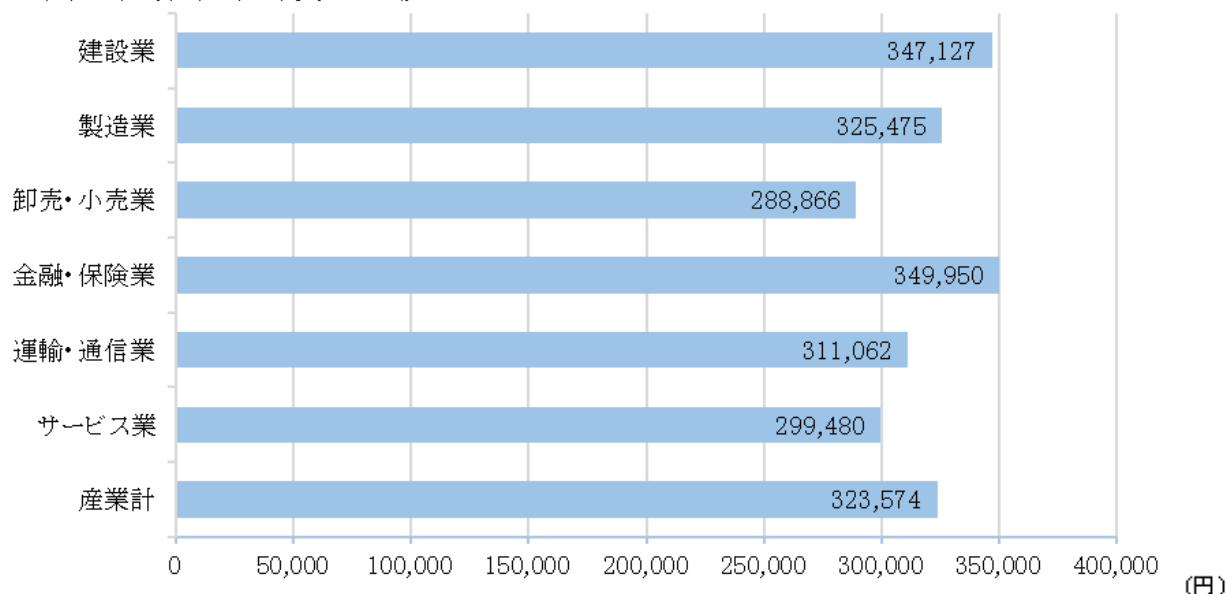
産業別に平均賃金をみると金融・保険業が 349,950 円で最も高く、次いで建設業が 347,127 円、製造業が 325,475 円となっている。一方、卸売・小売業の 288,866 円が最も低くなっている。

また、対前年増減率をみると、サービス業で 7.9%、製造業で 7.2%、運輸・通信業で 0.6%増加している。

表2 産業別平均賃金

	年 齢	勤 続 年 数	平 均 賃 金					
			基準内賃金		基準外賃金		対前年増減率	
			円	%	円	%	円	%
計	43.3	16.1	292,125	1.6	31,449	△ 10.7	323,574	0.3
建設業	44.8	14.8	315,045	△ 1.9	32,081	△ 13.6	347,127	△ 3.1
製造業	42.7	16.3	292,487	7.0	32,988	8.3	325,475	7.2
卸売・小売業	44.2	13.2	272,575	2.7	16,291	△ 34.5	288,866	△ 0.5
金融・保険業	43.5	16.8	329,963	△ 0.3	19,987	3.4	349,950	△ 0.1
運輸・通信業	48.8	21.8	270,936	1.0	40,126	△ 1.8	311,062	0.6
サービス業	42.5	13.3	274,317	6.4	25,163	26.7	299,480	7.9
電気・ガス・水道業	44.3	19.8	X	△ 12.5	X	△ 55.2	X	△ 20.3

図2 産業別平均賃金比較



(3) 規模別平均賃金

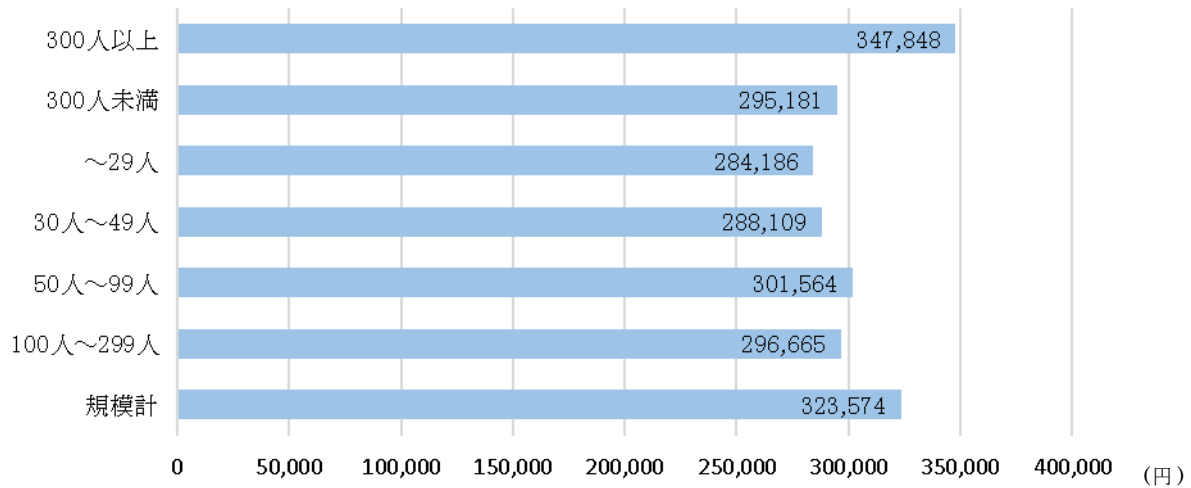
規模別に平均賃金をみると、～29人規模で対前年増減率 5.5% (284,186 円) と最も増加している。

また、300人未満規模の 300人以上規模に対する割合は 84.9% (前年 81.9%) となった。

表3 規模別平均賃金

	年 齢	勤 続 年 数	平均賃金					
			基準内賃金		基準外賃金			
				対前年 増減率		対前年 増減率		
計	歳	年	円	%	円	%	円	%
計	43.3	16.1	292,125	1.6	31,449	△ 10.7	323,574	0.3
300人以上	43.1	17.9	311,529	1.4	36,319	△ 17.2	347,848	△ 0.9
300人未満	43.6	14.0	269,429	2.4	25,751	4.9	295,181	2.6
～29人	45.6	14.0	266,749	5.6	17,437	3.0	284,186	5.5
30人～49人	44.2	14.9	267,518	0.7	20,591	△ 3.1	288,109	0.5
50人～99人	45.2	13.9	270,437	1.4	31,127	49.1	301,564	4.9
100人～299人	42.2	13.8	270,092	2.6	26,572	△ 7.2	296,665	1.6

図3 規模別平均賃金比較



(4) 男女別平均賃金……女性は増加、男性は減少

男女別の平均賃金は、男性が 356,550 円（対前年増減率△0.4%）、女性が 245,841 円（同 4.2%）となった。

また、女性平均賃金の男性平均賃金に対する割合は 68.9%（前年 65.9%）となり、格差が 3.0 ポイント縮小した。

表4 男女別平均賃金

	年 齢	勤 続 年 数	平均賃金					
			基準内賃金		基準外賃金			
				対前年 増減率		対前年 増減率		
計	歳	年	円	%	円	%	円	%
計	43.3	16.1	292,125	1.6	31,449	△ 10.7	323,574	0.3
男性	43.5	17.1	319,195	1.2	37,355	△ 12.5	356,550	△ 0.4
女性	43.1	13.8	228,316	4.3	17,526	3.4	245,841	4.2

## 2 基本給の決定要素

基本給の決定要素（複数回答）をみると、「職務・職種など仕事の内容」が76.2%で最も多く、次いで「年齢・勤続年数など」が70.9%、「職務遂行能力」が70.7%、「業績・成果」が51.5%、「学歴」が39.5%となっている。

規模別にみると、300人未満規模では「職務・職種など仕事の内容」、300人以上規模では「職務遂行能力」が最も多くなっている。

表5 基本給の決定要素(複数回答)

(単位：%)

	職務・職種など 仕事の内容	職務遂行能力	業績・成果	学歴	年齢・勤続 年数など
令和4年	76.2	70.7	51.5	39.5	70.9
令和3年	76.2	67.8	46.6	36.6	69.5
対前年増減	0.0	2.9	4.9	2.9	1.4
(規模別)					
300人未満	77.4	70.1	50.1	36.9	70.8
300人以上	66.0	75.5	64.2	62.3	71.7
(産業別)					
建設業	84.3	74.7	49.4	41.0	74.7
製造業	74.2	74.2	56.4	41.1	69.8
卸売・小売業	75.5	65.3	57.1	30.6	73.5
金融・保険業	X	X	X	X	X
運輸・通信業	73.1	46.2	26.9	23.1	61.5
サービス業	83.1	66.2	39.4	46.5	73.2
電気・ガス・水道業	X	X	X	X	X

## 3 初任給

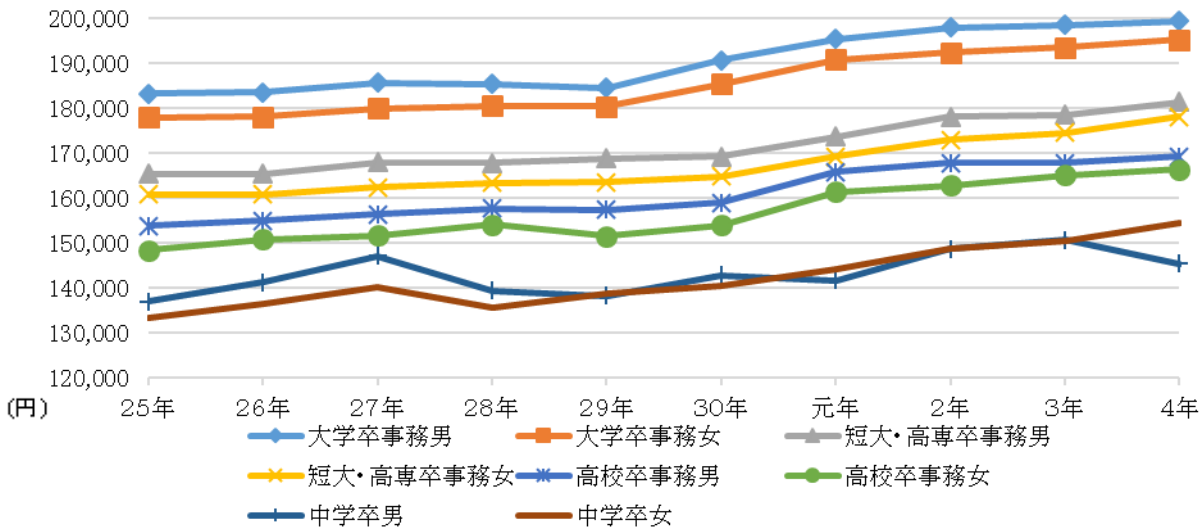
令和4年の新規学卒者の初任給は、男性の中学卒以外のすべての区分において増加している。

表6 初任給

(単位:円、下段の( )は対前年増減率)

	男性						
	中学卒	高校卒		短大・高専卒		大学卒	
		事務系	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系
4年	145,400 (△ 3.6)	169,300 (0.8)	170,800 (0.2)	181,400 (1.6)	184,100 (1.8)	199,400 (0.4)	202,800 (1.1)
3年	150,800 (1.3)	167,900 (0.1)	170,500 (0.6)	178,500 (0.2)	180,800 (△ 0.3)	198,600 (0.4)	200,500 (0.6)
2年	148,800 (4.9)	167,800 (1.1)	169,400 (1.9)	178,100 (2.5)	181,300 (2.5)	197,900 (1.3)	199,300 (0.8)
	女性						
	中学卒	高校卒		短大・高専卒		大学卒	
		事務系	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系
4年	154,600 (2.8)	166,400 (0.7)	167,900 (1.0)	178,200 (2.1)	182,300 (1.7)	195,300 (0.9)	200,500 (1.5)
3年	150,400 (1.1)	165,200 (1.5)	166,200 (1.2)	174,500 (0.9)	179,200 (0.6)	193,600 (0.6)	197,600 (0.5)
2年	148,800 (3.2)	162,800 (0.9)	164,300 (1.8)	173,000 (2.2)	178,200 (2.1)	192,400 (0.8)	196,700 (1.0)

図4 初任給の推移



#### 4 モデル賃金

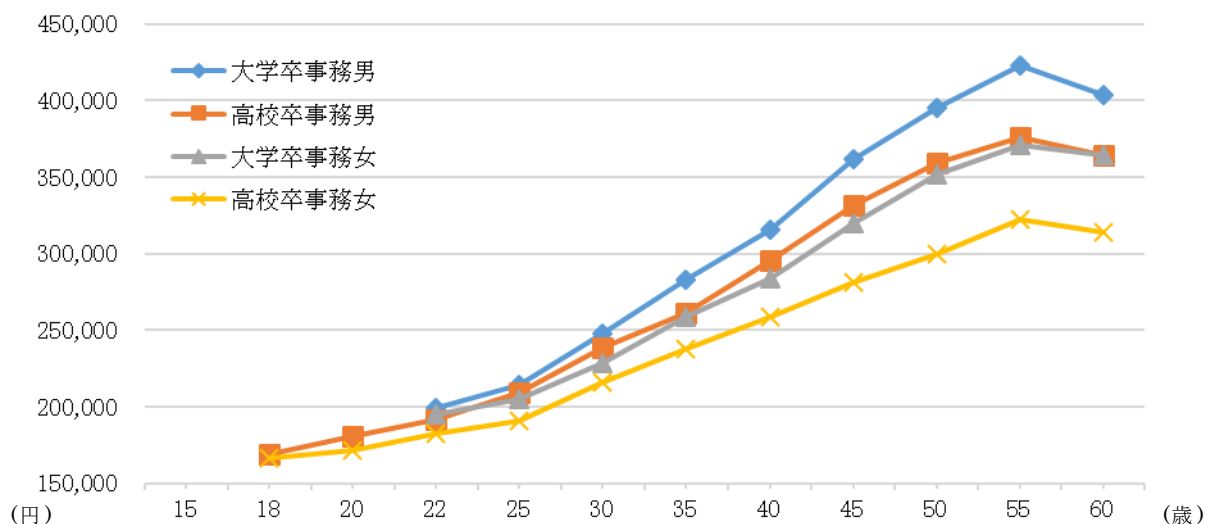
初任給を100として年齢別のモデル賃金をみると、高校卒事務系男性の場合は30歳で140.8、40歳で174.7、50歳で212.3となり、同女性の場合は30歳で129.9、40歳で155.5、50歳で180.3となっている。

表7 学歴別モデル賃金(事務系男女)

(単位:円、下段の( )は初任給=100)

		15歳	18歳	20歳	22歳	30歳	40歳	50歳	60歳
中学卒	男性	145,400 (100.0)	162,400 (111.7)	172,000 (118.3)	181,600 (124.9)	231,000 (158.9)	274,700 (188.9)	305,400 (210.0)	323,300 (222.4)
	女性	154,600 (100.0)	158,000 (102.2)	164,800 (106.6)	170,900 (110.5)	204,200 (132.1)	239,200 (154.7)	263,100 (170.2)	215,300 (139.3)
高校卒	男性		169,300 (100.0)	181,000 (106.9)	191,200 (112.9)	238,400 (140.8)	295,800 (174.7)	359,500 (212.3)	364,500 (215.3)
	女性		166,400 (100.0)	171,300 (102.9)	182,600 (109.7)	216,100 (129.9)	258,700 (155.5)	300,000 (180.3)	313,700 (188.5)
短大高専卒	男性			181,400 (100.0)	188,500 (103.9)	239,600 (132.1)	304,300 (167.8)	372,200 (205.2)	386,500 (213.1)
	女性			178,200 (100.0)	182,900 (102.6)	218,800 (122.8)	272,700 (153.0)	317,800 (178.3)	339,500 (190.5)
大学卒	男性				199,400 (100.0)	247,500 (124.1)	315,800 (158.4)	395,200 (198.2)	403,800 (202.5)
	女性				195,300 (100.0)	228,600 (117.1)	284,100 (145.5)	352,000 (180.2)	364,000 (186.4)

図5 学歴別モデル賃金(事務系男女)



## 5 休日

### (1) 年間休日日数……1事業所平均 111.5 日

1事業所当り平均年間休日日数は 111.5 日で、前年より増加した。また、休日日数別にみると「110～119日」が 30.3%で最も多く、次いで「120日以上」が 29.0%、「100～109日以上」が 28.2%となっている。

規模別にみると、300人以上規模が 119.9日(前年 118.0日)、300人未満規模が 110.6日(同 109.4日)で、その格差は 9.3日(同 8.6日)と前年より拡大した。

産業別にみると、金融・保険業が 124.8日で最も多く、建設業が 106.6日で最も少なくなっている。

表8 年間休日日数 (単位:%、日)

	59日以下	60～69日	70～79日	80～89日	90～99日	100～109日	110～119日	120日以上	平均休日日数
令和4年	0.6	0.2	0.4	2.7	8.6	28.2	30.3	29.0	111.5
令和3年	0.4	0.4	0.7	2.2	10.1	30.6	28.9	26.7	110.7
対前年増減	0.2	△ 0.2	△ 0.3	0.5	△ 1.5	△ 2.4	1.4	2.3	0.8
(規模別)									
300人未満	0.6	0.2	0.4	3.0	9.6	30.1	30.4	25.7	110.6
300人以上	-	-	-	-	-	11.3	30.2	58.5	119.9
(産業別)									
建設業	-	-	1.2	6.0	20.5	33.7	20.5	18.1	106.6
製造業	0.4	0.4	0.4	2.9	6.5	26.7	39.4	23.5	111.5
卸売・小売業	2.0	-	-	-	4.1	38.8	24.5	30.6	111.8
金融・保険業	X	X	X	X	X	X	X	X	124.8
運輸・通信業	-	-	-	3.8	15.4	23.1	15.4	42.3	112.8
サービス業	1.4				5.6	29.6	23.9	39.4	113.3
電気・ガス・水道業	X	X	X	X	X	X	X	X	X

### (2) 年間週休日数……1事業所平均 89.1 日

1事業所当り平均年間週休日数は 89.1 日で、前年と比べ 0.1 日増加した。

また、休日日数別にみると「100日以上」が 39.2%で最も多く、次いで「80日～89日」が 18.9%、「90日～99日」が 17.6%となっている。

表9 年間週休日数

(単位:%、日)

	50日未満	50～59日	60～69日	70～79日	80～89日	90～99日	100日以上	平均週休日数
令和4年度	0.6	8.1	1.5	14.1	18.9	17.6	39.2	89.1
令和3年度	0.7	7.8	1.5	13.2	21.3	18.9	36.5	89.0
対前年増減	△ 0.1	0.3	0.0	0.9	△ 2.4	△ 1.3	2.7	0.1
(規模別)								
300人未満	0.4	8.6	1.7	15.7	20.6	17.0	35.9	88.2
300人以上	1.9	3.8	-	-	3.8	22.6	67.9	97.4
(産業別)								
建設業	1.2	2.4	4.9	35.4	19.5	15.9	20.7	84.3
製造業	-	9.5	1.5	10.9	20.4	21.2	36.5	89.1
卸売・小売業	2.0	4.1	-	6.1	28.6	14.3	44.9	91.5
金融・保険業	X	X	X	X	X	X	X	103.3
運輸・通信業	-	12.0	-	16.0	8.0	8.0	56.0	91.5
サービス業	1.4	12.9	-	10.0	14.3	14.3	47.1	88.9
電気・ガス・水道業	X	X	X	X	X	X	X	X

## (3) 祝日の休日日数……休日とする事業所は 93.5%、平均日数 13.1 日

国民の祝日を休日とする事業所の割合は 93.5% (前年 92.3%) で、その平均日数は 13.1 日 (同 13.0 日) となった。また、日数別にみると「16 日」が 55.5% で最も多くなっている。

## (4) 年末年始の休日日数……休日とする事業所は 94.5%、平均日数 4.2 日

年末年始を休日とする事業所の割合は 94.5% (前年 92.6%) で、その平均日数は 4.2 日 (同 4.2 日) となった。また、日数別にみると「4 日」が 25.4% で最も多くなっている。

## (5) 夏期休暇等特別休日がある事業所は 82.8%、平均日数 3.0 日

夏期休暇等特別休日がある事業所の割合は 82.8% (前年 81.1%) で、その平均日数は 3.0 日 (同 2.8 日) となった。また、日数別にみると「2 日」が 33.6% で最も多くなっている。

## (6) その他の休日がある事業所は 35.7%、平均日数 11.4 日

その他の休日がある事業所の割合は全体の 35.7% (前年 32.7%) で、その平均日数は 11.4 日 (同 11.1 日) となった。

## 6 年次有給休暇……新規付与日数 1 人当たり 18.0 日、使用日数 10.4 日

最近 1 年間の労働者 1 人当たり平均年次有給休暇の新規付与日数は 18.0 日 (前年 17.7 日)、平均使用日数は 10.4 日 (同 10.4 日) となった。

規模別に新規付与日数をみると、300 人以上規模が 18.6 日 (前年 17.9 日)、300 人未満規模が 17.4 日 (同 17.3 日) で、使用日数はそれぞれ 11.0 日、9.8 日となっている。

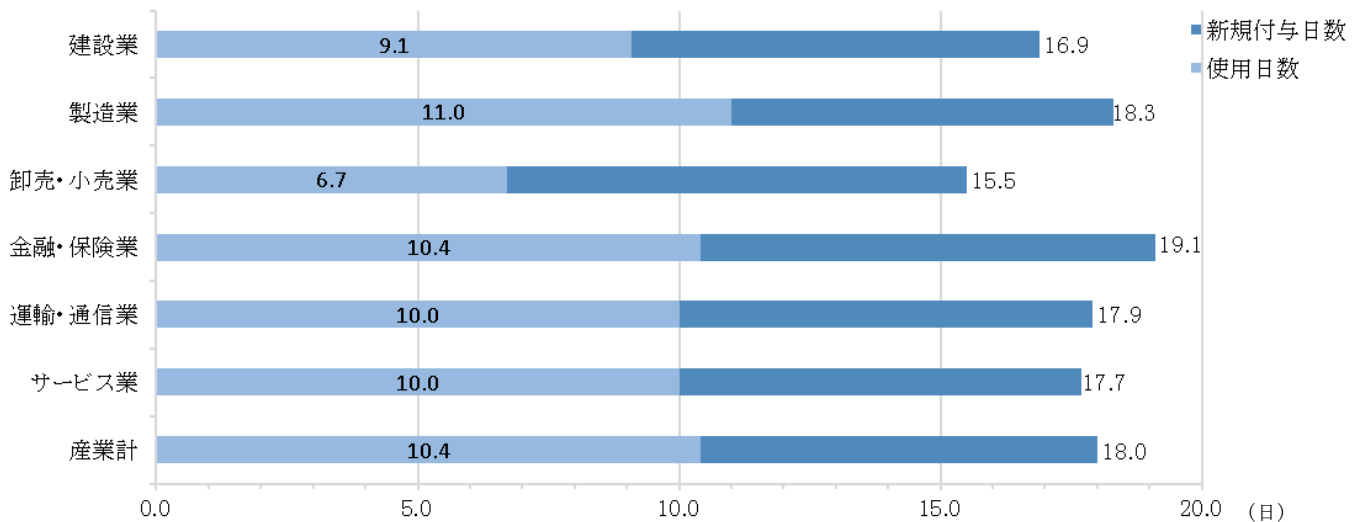
産業別に新規付与日数をみると、金融・保険業が 19.1 日で最も多く、卸売・小売業が 15.5 日で最も少なくなっている。また、使用日数は、製造業が 11.0 日で最も多く、卸売・小売業が 6.7 日で最も少なくなっている。

表10 年次有給休暇の使用状況

	平均新規付与日数(日)	平均使用日数(日)	消化率(%)
令和4年	18.0	10.4	57.9
令和3年	17.7	10.4	59.1
対前年増減	0.3	0.0	△ 1.2
(規模別)			
300人未満	17.4	9.8	56.4
300人以上	18.6	11.0	59.0
(産業別)			
建設業	16.9	9.1	53.9
製造業	18.3	11.0	60.0
卸売・小売業	15.5	6.7	42.8
金融・保険業	19.1	10.4	54.3
運輸・通信業	17.9	10.0	55.7
サービス業	17.7	10.0	56.7
電気・ガス・水道業	X	X	X

注)「消化率」は、使用日数の計/新規付与日数計×100%

図6 年次有給休暇の付与日数及び使用日数



## 7 パワーハラスメント防止措置

### (1) 実施状況

パワーハラスメント防止措置を実施している事業所の割合は 74.0% (前年 65.0%) となった。また、実施していない事業所 (26.0%) のうち、「近く実施予定」が 12.5%、「検討中」が 50.7%、「予定なし」が 36.8%となっている。

規模別にみると、300人以上規模が 96.2% (前年 96.3%)、300人未満規模が 71.5% (前年 59.4%) となっており、規模により大きな差がみられる。

### (2) 防止措置

既に実施している防止措置 (複数回答) をみると、「就業規則の規定」が 76.5%、「相談窓口の設置」が 75.5%、「ヒアリングによる実態把握」が 25.0%、「職員研修の実施」が 26.5%、「再発防止策の策定」が 5.4%、「その他」が 4.4%となっている。



## 8 非正規労働者の雇用

### (1) 雇用状況

非正社員がいる事業所の割合は79.6%（前年81.4%）となった。

非正社員がいる事業所の割合を雇用形態別にみると、フルタイムパートが43.2%、短時間パートが78.7%、嘱託社員が65.0%、契約社員が30.5%、派遣社員が39.6%となっている。

規模別にみると、300人以上規模が100.0%、300人未満規模が77.3%となっている。また、産業別にみると、サービス業が94.4%で最も高く、建設業が51.8%で最も低くなっている。

表11 非正社員がいる事業所の割合

(単位:%、( )内は複数回答)

	非正社員がいる							請負労働者	非正社員 がない
	フルタイム パート	短時間 パート	嘱託 社員	契約 社員	派遣 社員	その他			
令和4年	79.6	(43.2)	(78.7)	(65.0)	(30.5)	(39.6)	(20.1)	(10.7)	20.4
令和3年	81.4	(39.7)	(76.3)	(61.4)	(25.7)	(32.3)	(14.0)	(6.1)	18.6
対前年増減	△ 1.8	3.5	2.4	3.6	4.8	7.3	6.1	4.6	1.8
(規模別)									
300人未満	77.3	(40.9)	(78.3)	(62.9)	(26.1)	(34.9)	(19.5)	(9.1)	22.7
300人以上	100.0	(58.5)	(81.1)	(79.2)	(60.4)	(71.7)	(24.5)	(24.5)	-
(産業別)									
建設業	51.8	(20.9)	(62.8)	(60.5)	(23.3)	(11.6)	(9.3)	(1.2)	48.2
製造業	82.3	(46.1)	(78.9)	(68.4)	(32.9)	(50.4)	(24.1)	(14.1)	17.7
卸売・小売業	83.7	(31.7)	(87.8)	(61.0)	(29.3)	(26.8)	(22.0)	(10.2)	16.3
金融・保険業	X	X	X	X	X	X	X	X	X
運輸・通信業	84.6	(45.5)	(77.3)	(59.1)	(36.4)	(22.7)	(13.6)	(7.7)	15.4
サービス業	94.4	(53.7)	(82.1)	(59.7)	(23.9)	(35.8)	(14.9)	(9.9)	5.6
電気・ガス・水道業	X	X	X	X	X	X	X	X	X

表12 非正社員の割合

(単位:%)

	正規・非正規比率		非正社員の雇用形態					
	正規	非正規	フルタイム パート	短時間 パート	嘱託 社員	契約 社員	派遣 社員	その他
令和4年	75.6	24.4	(14.9)	(37.8)	(19.7)	(8.4)	(16.5)	(2.6)
令和3年	72.6	27.4	(21.3)	(38.8)	(16.7)	(6.9)	(12.2)	(4.1)
対前年増減	3.0	△ 3.0	△ 6.4	△ 1.0	3.0	1.5	4.3	△ 1.5
(規模別)								
300人未満	76.7	23.3	(15.3)	(38.8)	(22.7)	(8.0)	(11.3)	(3.9)
300人以上	74.8	25.2	(14.7)	(37.0)	(17.6)	(8.7)	(20.2)	(1.7)
(産業別)								
建設業	87.5	12.5	(8.5)	(19.8)	(50.3)	(16.1)	(4.3)	(1.1)
製造業	81.3	18.8	(9.5)	(17.5)	(28.7)	(10.7)	(29.1)	(4.6)
卸売・小売業	54.2	45.8	(17.6)	(69.6)	(8.5)	(2.3)	(1.2)	(0.8)
金融・保険業	X	X	X	X	X	X	X	X
運輸・通信業	80.2	19.8	(22.7)	(53.4)	(9.8)	(11.2)	(2.1)	(0.9)
サービス業	56.0	44.0	(18.7)	(56.5)	(8.5)	(5.9)	(9.1)	(1.3)
電気・ガス・水道業	X	X	X	X	X	X	X	X

## (2) 派遣社員・請負労働者の直接雇用

派遣社員または請負労働者を直接雇用して自社の社員とした事例のある事業所数は、148 事業所となっており、直接雇用の雇用形態毎の人数の内訳は、正社員が 66.9%で最も多く、次に短時間パートで 11.5%となっている。

## (3) 非正社員等の正社員登用

非正社員等を正社員として登用する制度がある事業所は 163 事業所であり、制度はないが自社の非正社員等を正社員として登用した事例のある事業所数は、170 事業所となっている。また、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間において登用実績のあった非正社員等の人数は 212 名であり、その内訳は、フルタイムパートが 29.2%で最も多く、次いで、短時間パートと契約社員で 19.8%となっている。

表13 非正社員等の正社員化

(( )内は%)

調査計	正社員登用制度がある事業所	制度はないが正社員登用事例がある事業所	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの登用人数								正社員登用制度も事例もない事業所
			フルタイムパート	短時間パート	嘱託社員	契約社員	派遣社員	その他	請負労働者		
調査計	163	170	212	62 (29.2)	42 (19.8)	25 (11.8)	42 (19.8)	31 (14.6)	9 (4.2)	1 (0.5)	191
(規模別)											
300人未満	135	149	138	35 (25.4)	36 (26.1)	24 (17.4)	20 (14.5)	19 (13.8)	3 (2.2)	1 (0.7)	187
300人以上	28	21	74	27 (36.5)	6 (8.1)	1 (1.4)	22 (29.7)	12 (16.2)	6 (8.1)	-	4
(産業別)											
建設業	7	27	7	2 (28.6)	1 (14.3)	1 (14.3)	2 (28.6)	-	1 (14.3)	-	49
製造業	89	91	121	11 (9.1)	16 (13.2)	19 (15.7)	39 (32.2)	29 (24.0)	6 (5.0)	1 (0.8)	97
卸売・小売業	16	17	15	4 (26.7)	6 (40.0)	3 (20.0)	1 (6.7)	-	1 (6.7)	-	16
金融・保険業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
運輸・通信業	6	9	13	11 (84.6)	2 (15.4)	-	-	-	-	-	11
サービス業	35	20	52	34 (65.4)	16 (30.8)	1 (1.9)	-	-	1 (1.9)	-	16
電気・ガス・水道業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X

## 9 労働時間

### (1) 所定労働時間

#### ア 1日当り所定労働時間……7時間55分

事業所の1日当り平均所定労働時間は7時間55分で、前年と比べ9分の増加となった。内訳をみると8時間が44.8%、7時間30分～7時間59分が48.7%となっており、8時間以内が98.7%となっている。

規模別にみると、300人未満規模が7時間56分、300人以上規模が7時間48分となっている。

また、産業別にみると、製造業が8時間30分で最も長く、金融・保険業が7時間35分で最も短くなっている。

#### イ 1週当り所定労働時間……39時間24分

事業所の1週当り平均所定労働時間は39時間24分で、前年と比べ8分の増加となった。内訳をみると38時間～39時間59分が31.1%、40時間が41.3%などとなっており、40時間以内が92.5%となっている。

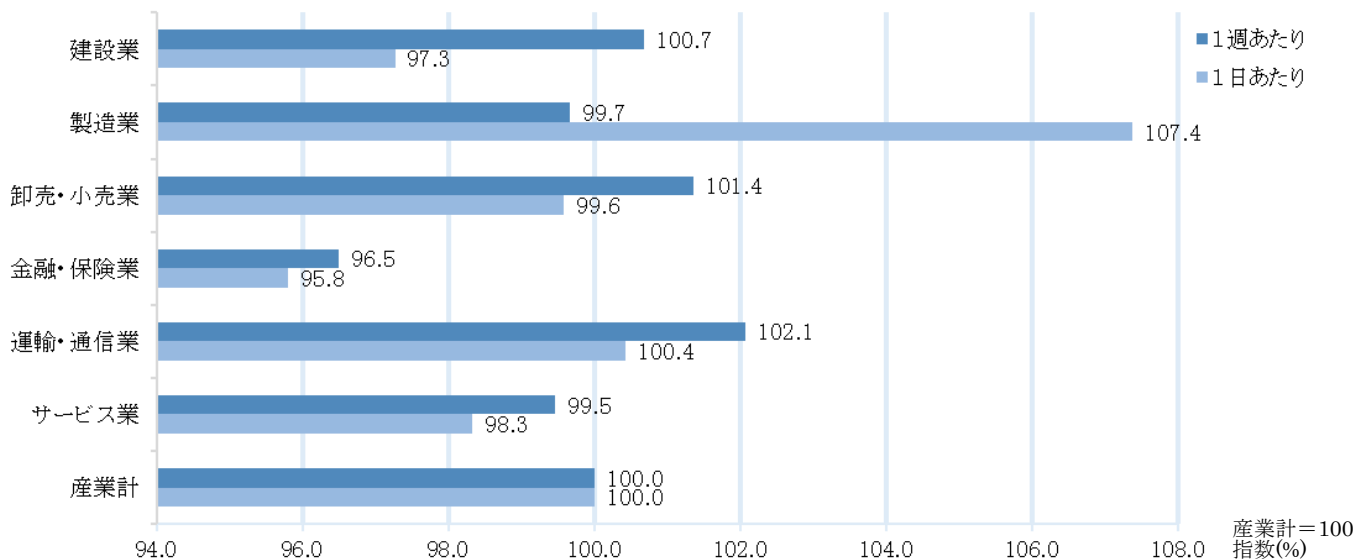
規模別にみると、300人未満規模が39時間27分、300人以上規模が38時間52分となっている。

また、産業別にみると、運輸・通信業が40時間13分で最も長く、金融・保険業が38時間01分で最も短くなっている。

表14 1日当りの所定労働時間、1週当り所定労働時間の時間別事業所割合

	1日当り所定労働時間					1週当り所定労働時間				
	7:30未満	7:30～7:59	8:00	8:01以上	1事業所平均	38:00未満	38:00～39:59	40:00	40:01以上	1事業所平均
	%	%	%	%	時間	%	%	%	%	時間
令和4年	5.2	48.6	44.8	1.3	7:55	20.2	31.1	41.3	7.4	39:24
令和3年	6.8	50.6	41.4	1.1	7:46	21.1	30.9	41.5	6.5	39:16
対前年増減	△ 1.6	△ 2.0	3.4	0.2	0:09	△ 0.9	0.2	△ 0.2	0.9	0:08
(規模別)										
300人未満	5.2	48.2	45.0	1.5	7:56	19.4	30.8	41.7	8.1	39:27
300人以上	3.8	52.8	43.4	-	7:48	26.4	34.0	37.7	1.9	38:52
(産業別)										
建設業	8.4	54.2	37.3	-	7:42	15.7	34.9	38.6	10.8	39:40
製造業	4.3	51.7	42.2	1.8	8:30	20.4	36.7	36.7	6.2	39:16
卸売・小売業	2.0	32.7	63.3	2.0	7:53	14.6	16.7	56.3	12.6	39:56
金融・保険業	X	X	X	X	7:35	X	X	X	X	38:01
運輸・通信業	3.8	30.7	61.5	3.8	7:57	11.5	19.2	57.7	11.4	40:13
サービス業	7.0	39.4	53.5	-	7:47	22.5	21.1	52.1	4.2	39:11
電気・ガス・水道業	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X

図7 所定内労働時間の産業間格差



(2) 労働時間短縮のための取組み

労働時間短縮のための取組みを実施している事業所の割合は92.9%となった。

実施している措置（複数回答）については、「半日単位の年次有給休暇の導入」が76.1%、「年次有給休暇の計画的取得の実施」が61.6%、「変形労働時間制等の導入・活用」が47.7%となっている。

## 10 育児・介護休業

### (1) 育児休業制度

#### ア 就業規則の規定

育児休業制度を就業規則に規定している事業所の割合は 92.9%（前年 91.2%）となっている。また、期間は、1歳（最長1歳6ヶ月）になるまでの規定が 77.8%、2歳未満までの規定が 10.1%となっている。

#### イ 取得率

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間で育児休業の対象となった男女のうち、育児休業を取得した人の割合（取得率）は、女性が 98.6%（前年 98.8%）、男性が 15.6%（同 8.8%）となっている。

#### ウ 利用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに育児休業を終了し、復職した人の利用期間をみると、「10か月～12か月未満」が 40.0%で最も多く、次いで「12か月～24か月未満」が 27.1%、「3か月未満」が 21.5%、「6か月～10か月未満」が 7.0%となっている。

#### エ 復職後の職場

育児休業を取得し復職した人のうち、「休業前と同じ職場に復帰」した人の割合は 89.4%、「休業前と異なる職場に復帰」した人は 10.6%となっている。

#### オ 育児のための短時間勤務制度等

育児休業を取得しない労働者に対する短時間勤務制度等を実施している事業所の割合は 89.4%（前年 87.7%）で、前年と比べ 1.7ポイント増加した。

実施している措置（複数回答）については、「短時間勤務」が 95.0%、「所定外労働の免除」が 74.1%、「時差出勤」が 16.6%となっている。

また、「短時間勤務」の利用期間は、「（法定どおり）3歳に達するまで」が 65.5%で最も多く、「所定外労働の免除」の利用期間は、「（法定どおり）3歳に達するまで」が最も多く 76.4%となっている。

#### カ 子の看護のための休暇制度

子の看護のための休暇制度を実施している事業所の割合は 81.9%（前年 81.3%）で、前年と比べ 0.6ポイント増加した。

また、休暇の付与日数は有給、無給を併せて「法定（10日）どおり、または法定以上」が 67.5%、「法定（10日）未満」が 32.5%となっている。

#### キ 育児休暇制度

配偶者の出産に伴う男性社員の育児休暇制度を実施している事業所の割合は 35.9%（前年 34.6%）となっている。

また、育児休暇の付与日数は、有給で「2日」（13.5%）、無給で「6日以上」（41.1%）が最も多い。実際の取得者はほとんどが有給で、「1日」（36.0%）が最も多く、次いで「2日」（14.7%）となっている。

表15 育児休業制度について

（単位：%、（ ）内は複数回答）

	取得率		育児のための勤務時間短縮等の措置を実施							実施していない
	男性	女性	計	短時間勤務	所定外労働の免除	フレックスタイム	時差出勤	事業所内保育所	その他	
令和4年	15.6	98.6	89.4	(95.0)	(74.1)	(8.2)	(16.6)	(1.7)	(4.1)	10.8
令和3年	8.8	98.8	87.7	(96.0)	(84.3)	(8.4)	(15.7)	(0.6)	(3.6)	12.3
対前年増減	6.8	△ 0.2	1.7	△ 1.0	△ 10.2	△ 0.2	0.9	1.1	0.5	△ 1.5
(規模別)										
300人未満	14.0	98.1	88.4	(94.6)	(72.7)	(6.6)	(14.8)	(0.7)	(3.6)	11.8
300人以上	16.5	99.1	98.1	(98.1)	(84.6)	(21.2)	(30.8)	(9.6)	(7.7)	1.9

## (2) 介護休業制度

### ア 取得期間

介護休業の取得状況をみると、取得者は少数（40名）であり、その利用期間は、「1か月～3か月」が35.0%と最も多く、次いで「1年以上」が25.0%となっている。

### イ 対象となった家族

介護休業取得者を介護の対象となった家族別にみると、「本人の父母」が50.0%で最も多く、次いで「子供」が22.5%となっている。

### ウ 介護休業以外の支援制度

介護休業以外の支援制度を実施している事業所の割合は79.5%（前年75.4%）となった。

実施している措置（複数回答）については、「短時間勤務」が86.3%、次いで「介護休暇制度」が66.3%、「フレックスタイム又は時差出勤」が20.7%となっている。

表16 介護休業制度以外の支援制度

（単位：%、（ ）内は複数回答）

	計	短時間勤務	フレックスタイム 又は時差出勤	介護サービス の費用助成	介護休暇 制度	その他	実施して いない
令和4年	79.5	(86.3)	(20.7)	(0.7)	(66.3)	(5.5)	20.5
令和3年	75.4	(88.5)	(20.3)	(1.7)	(68.6)	(6.4)	24.6
対前年増減	4.1	△ 2.2	0.4	△ 1.0	△ 2.3	△ 0.9	△ 4.1
(規模別)							
300人未満	77.9	(85.6)	(18.3)	(0.3)	(64.0)	(5.4)	22.1
300人以上	94.2	(91.8)	(38.8)	(4.1)	(83.7)	(6.1)	5.8

## (3) 育児・介護休業取得者があった場合の代替要員について（複数回答）

妊娠・出産・育児・介護のために休業する労働者がいる部門に対し「事業所内の他部門又は他の事業所から人員を異動」が最も多く45.3%、「代替要員の補充を行わない」が44.5%、「派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用」が40.5%となっている。

## 1.1 退職金制度

### (1) 制度の有無

退職金制度がある事業所の割合は92.1%であり、規模別にみると、300人以上規模では100%、300人未満規模では91.3%となっている。

### (2) 制度の根拠

退職金制度の根拠（複数回答）をみると、「賃金規程又は退職金規程」が70.9%、「就業規則」が53.0%、「労使協定又は労働協約」が8.3%、「慣行」が4.0%となっている。

### (3) 制度の形態

退職金制度の形態をみると、「退職一時金のみ」が66.3%で最も多く、次いで「退職一時金と退職年金の併用」が18.5%、「退職一時金と退職年金のどちらか一方又は両方を労働者が選択」が11.2%となっている。

規模別にみると、300人以上規模では「退職一時金と退職年金の併用」が43.4%、300人未満規模では「退職一時金のみ」が70.6%でそれぞれ最も多くなっている。

表17 退職金制度の形態

(単位:%)

	退職金制度あり						退職金 制度なし
	退職一時金 のみ	退職年金 のみ	一時金と年金の 併用	どちらか一方又は 両方を選択	その他		
調査計	92.1	66.3	2.3	18.5	11.2	1.7	7.9
(規模別)							
300人未満	91.3	70.6	2.1	15.4	10.3	1.9	8.7
300人以上	100.0	32.1	3.8	43.4	18.9	-	-
(産業別)							
建設業	97.6	67.5	1.3	26.3	3.8	1.3	2.4
製造業	90.6	69.6	2.0	16.0	11.6	1.2	9.4
卸売・小売業	98.0	62.5	6.3	20.8	10.4	-	2.0
金融・保険業	X	X	X	X	X	X	X
運輸・通信業	84.6	68.2	4.5	9.1	9.1	4.5	15.4
サービス業	88.7	58.7	1.6	17.5	17.5	4.8	11.3
電気・ガス・水道業	X	X	X	X	X	X	X

## (4) 退職一時金の準備形態

退職一時金を支給している事業所において、その支払準備形態（複数回答）をみると、「社内準備」が62.0%、「中小企業退職金共済制度」が48.5%、「特定退職金共済制度」が15.5%となっている。

## (5) 退職年金の準備形態

退職年金を支給している事業所において、その支払準備形態（複数回答）をみると、「確定拠出年金」が48.5%、「確定給付企業年金」が44.4%、「調整年金（厚生年金基金）」が6.1%となっている。

(6) モデル退職金

学校卒業後、直ちに入社し、標準的な昇進経路を経た者が令和4年7月に退職した場合を想定したモデル退職金は、表18のとおりとなっている。

表18 モデル退職金

(単位:万円)

区分		勤続 年数	年齢	会社都合退職		自己都合退職	
				退職一時金額	退職年金現価額	退職一時金額	退職年金現価額
男  性	高校卒	10	28	111	72	81	53
		20	38	300	214	252	176
		30	48	595	426	526	367
		定 年		912	642		
	大学卒	10	32	130	94	89	71
		20	42	385	269	307	222
		30	52	738	535	625	446
		定 年		1,042	722		
女  性	高校卒	10	28	106	75	73	58
		20	38	277	210	231	173
		30	48	546	396	475	339
		定 年		832	617		
	大学卒	10	32	119	90	86	69
		20	42	332	254	278	203
		30	52	655	482	576	404
		定 年		926	675		

(注1) 「退職一時金額」欄の値は、「退職一時金のみ」、「退職一時金と退職年金の併用」、「退職一時金と退職年金のどちらか一方又は両方を労働者が選択」の支払形態をとる事業所において、退職一時金として支払われる額の平均である。

(注2) 「退職年金現価額」とは、何年間にわたって支払うべき年金額の総額から、その間に生ずる利息分を控除して現在の金額に換算した値をいい、「退職年金現価額」欄の値は、「退職年金のみ」、「退職一時金と退職年金の併用」、「退職一時金と退職年金のどちらか一方又は両方を労働者が選択」の支払形態をとる事業所において、退職年金として支払われる額の平均である。